

鹿屋市告示第 124 号

鹿屋市地域まちづくり推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 3 月 30 日 決 裁

鹿屋市地域まちづくり推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域まちづくり推進協議会設置要綱（平成23年鹿屋市告示第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「基本計画の」を「基本計画等の策定及び」に、第3条第1項中「委員18人以内」を「委員10人以内」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。